

2021.2.4

## 新型コロナウイルス感染症に関する情報 No24

1月7日の二度目に当たる緊急事態宣言発令と13日の対象区域への7府県追加後、1月15日の7,128人をピークに新規感染者は減少傾向を続けています。一方で、重症者数の高止まり等により、病床使用率は東京を筆頭とする首都圏等で高い水準にあり、医療提供体制は逼迫しています。

このため、2月2日午後に開催された「基本的対処方針等諮問委員会」（尾身茂会長）に緊急事態宣言の期間の延長、区域の変更や基本的対処方針の改正案等が諮問され、了承されました。

これを受け、第54回新型コロナウイルス感染症対策本部が19時から首相官邸で開催され、11都府県に発令されている緊急事態宣言について、栃木を除く10都府県について、3月7日まで延長すること等が決定されました。（栃木県については2月7日までが対象期間となります。）

また、新型コロナウイルス感染症に係る対策の推進を図るために必要な措置を盛り込んだ「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」は2月1日に一部修正の上、賛成多数で衆議院で可決され、2月3日にも参議院で賛成多数で可決、成立しました。

同法は、当初案で示されていた懲役や罰金といった刑罰の規定はなくなり、行政罰としての過料の導入や都道府県が要請できる「まん延防止等重点措置」の導入などが内容となっています。

今回は緊急事態宣言延長の概要や新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律について紹介いたします。

なお、引き続き厳しい状況下での事業運営が続くと考えられますが、具体的な課題や要望等があれば、事務局まで情報提供頂くようお願いいたします。

## 1 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の延長について

緊急事態宣言の延長の概要は、次のとおりです。

### ●緊急事態措置を実施すべき期間

令和3年1月8日から3月7日まで（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）

令和3年1月14日から3月7日まで（岐阜県、愛知県、京都府、大阪府  
兵庫県、福岡県）

令和3年1月14日から2月7日まで（栃木県）

### ●緊急事態措置を実施すべき区域

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県の区域（10都府県）

ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、  
新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第5項の規定に基づき、速やかに緊急事態を解除することとする。

## 2 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の改定について

2月2日に改訂された基本的対処方針については、緊急事態宣言対象地域とそれ以外の地域について、飲食店に対する営業時間の短縮要請、テレワークによる出勤者7割削減、対象地域における不要不急の外出移動等の自粛の継続・徹底、イベント開催制限等が継続、強調されています。

なお、内閣官房では、今回の緊急事態宣言について「国民の皆さんにお伝えしたいことのポイント」とする解説を公表していますので、併せて紹介します。（改定後の基本的対処方針等は以下のURLから入手できます。）

基本的対処方針

([https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon\\_h\\_20210202.pdf](https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_20210202.pdf))

基本的対処方針新旧対照表

([https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon\\_h\\_taishou\\_20210202.pdf](https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_taishou_20210202.pdf))

基本的対処方針の改定について（概要）

([https://corona.go.jp/emergency/pdf/kihonhou shin\\_kaitei\\_20210202.pdf](https://corona.go.jp/emergency/pdf/kihonhou shin_kaitei_20210202.pdf))

国民の皆さんにお伝えしたいことのポイント

(<https://corona.go.jp/emergency/>)

3 「**新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律**」について  
新型コロナウイルス感染症に係る対策の推進を図るために必要な措置を盛り込んだ「**新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律**」は  
新型インフルエンザ等対策特別措置法やいわゆる感染症法、検疫法、地方自治  
法等の関連法案を一括して改正する法律です。

提出時に検討されていた法案は内閣官房の HP に掲載されているように、  
例えば入院勧告・措置に従わない場合に 1 年以下の懲役又は 100 万円以下の  
罰金とされていたものが、国会提出前の与野党で 50 万円以下の行政罰として  
の過料に軽減されるなど、事前調整が行われ、国会に提出後、事前調整の結果  
に沿った修正がされました。

1 月 22 日に提出された改正法案は、2 月 1 日に衆議院内閣委員会で可決、  
同日衆議院本会議で可決、2 月 3 日に参議院内閣委員会で可決、同日参議院本  
会議で可決、成立しました。改正法は 2 月 3 日付で公布、13 日から施行され  
ます。

改正法案や概要版は、以下の URL から入手できます。

([https://corona.go.jp/news/news\\_20200405\\_19.html](https://corona.go.jp/news/news_20200405_19.html))

改正の具体的な内容をまとめている概要版は別添の通りです。

なお、衆議院内閣委員会で可決された際に 27 項目、衆議院内閣委員会では  
28 項目に及ぶ厳しい附帯決議が行われています。

以上です。

**【本件のお問合せ先】**

企画調査部 武石 ([takeishi@shokusan.or.jp](mailto:takeishi@shokusan.or.jp) 03-3224-2365)  
池田 ([ikeda@shokusan.or.jp](mailto:ikeda@shokusan.or.jp) 03-3224-2379)

**【国への要望の送信先】**

メールの場合: [jfia-kikaku@shokusan.or.jp](mailto:jfia-kikaku@shokusan.or.jp)  
FAXの場合: 03-3224-2398

# 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案の概要

## 改正の趣旨

修正内容加筆

- 現下の新型コロナウイルス感染症に係る対策の推進を図るため、「まん延防止等重点措置」を創設し、営業時間の変更の要請、要請に応じない場合の命令等を規定し、併せて事業者及び地方公共団体等に対する支援を規定するとともに、新型コロナウイルス感染症を感染症法において新型インフルエンザ等感染症と位置付け、所要の措置を講ずることができることとし、併せて宿泊療養及び自宅療養の要請について法律上の根拠を設ける等の措置を講ずる。

## 改正の概要

### 1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正

- ① 特定の地域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるまん延を防止するため、「まん延防止等重点措置」を創設し、営業時間の変更等の要請、要請に応じない場合の命令、命令に違反した場合の過料を規定する。 **過料30万円⇒20万円**
- ② 緊急事態宣言中に開設できることとされている「臨時的医療施設」について、政府対策本部が設置された段階から開設できることとする。
- ③ 緊急事態宣言中の施設の使用制限等の要請に応じない場合の命令、命令に違反した場合の過料を規定する。 **過料50万円⇒30万円**
- ④ 事業者及び地方公共団体に対する支援
  - 国及び地方公共団体は、事業者に対する支援に必要な財政上の措置、医療機関及び医療関係者に対する支援等を講ずるものとする。
  - 国は、地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。
- ⑤ 差別の防止に係る国及び地方公共団体の責務規定を設ける。
- ⑥ 新型インフルエンザ等対策推進会議を内閣に置くこととする。

都道府県知事が「まん延防止等重点措置」、[緊急事態宣言中の措置]として施設の使用制限等の要請を行った者に立入検査等を行う場合の拒否(過料20万円)

### 2. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部改正

- ① 新型コロナウイルス感染症を「新型インフルエンザ等感染症」として位置付け、同感染症に係る措置を講ずることができることとする。
- ② 国や地方自治体間の情報連携
  - 保健所設置市・区から都道府県知事への発生届の報告・積極的疫学調査結果の関係自治体への通報を義務化し、電磁的方法の活用を規定する。
- ③ 宿泊療養・自宅療養の法的位置付け
  - 新型インフルエンザ等感染症・新感染症のうち厚生労働大臣が定めるものについて、宿泊療養・自宅療養の協力要請規定を新設する。また、検疫法上も、宿泊療養・自宅待機その他の感染防止に必要な協力要請を規定することとする。
- ④ 入院勧告・措置の見直し
  - 新型インフルエンザ等感染症・新感染症のうち厚生労働大臣が定めるものについて、入院勧告・措置の対象を限定することを明示する。
  - 入院措置に応じない場合又は入院先から逃げた場合に罰則を科することとする。 **「1年以下の懲役」又は「100万円以下の罰金」⇒「50万円以下の過料」**
- ⑤ 積極的疫学調査の実効性確保のため、新型インフルエンザ等感染症の患者等が質問に対して正当な理由がなく答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は正当な理由がなく調査を拒み、妨げ若しくは忌避した場合に罰則を科することとする。 **「50万円以下の罰金」⇒「30万円以下の過料」**
- ⑥ 緊急時、医療関係者・検査機関に協力を求められること、正当な理由なく応じなかったときは勧告、公表できることを規定する。 等

## 施行期日

公布の日から起算して10日を経過した日(ただし、1⑥は令和3年4月1日)